

# はぴいく応援給付金のご案内



子どもが健やかに育つ環境を整えるとともに、子育て世帯を応援する経済的支援として、

対象児童一人当たり **3万円** を支給します！

## 1. 支給対象児童

西脇市に住民登録があり、令和2年4月2日から令和7年4月1日までに生まれた児童であって、下記の①又は②のいずれかに該当する児童

①翌年4月1日までに満2歳又は満3歳に達する児童

②翌年4月1日までに満4歳、満5歳又は満6歳に達する児童であって、認定こども園等の特定教育・保育施設等の副食費が免除又は助成対象になっていない児童

## 2. 支給対象者

西脇市に住民登録がある、支給対象児童の保護者

## 3. 支給額

対象児童一人当たり 一律 3万円

支給手続き等は、裏面にあります



## 4. 給付金の支給手続き

### 申請が不要な方

■令和8年4月1日時点において、西脇市に住民登録がある支給対象児童の児童手当を、西脇市から支給されている方

▶令和8年5月下旬に、令和8年4月分（4月1日に転入された方は5月分）の児童手当の指定口座に振り込みます。

【至急、御連絡ください】

※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書の提出が必要ですので、至急、御連絡ください。

※ 児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、至急、御連絡ください。

【連絡先：西脇市役所 福祉部はぴいくサポートセンター TEL 0795-22-3111（内線1152）】

### 申請が必要な方

■所属庁から支給対象児童に係る児童手当が支給されている公務員

■令和8年4月1日時点で西脇市に住民登録がある表面の  
1. 支給対象児童②に該当する児童の保護者

■令和8年4月2日以降に市外から西脇市に転入した支給対象児童の保護者

■その他、支給対象児童に該当する児童の保護者

※申請案内は、別途通知します。

★市のホームページはこちら

※申請書は、はぴいくサポートセンター窓口又は市ホームページからダウンロードできます。

▶申請受付後、審査・決定を行い随時支給します。

（認定こども園等の特定教育・保育施設等の副食費が免除又は助成対象になっていない支給対象児童については、対象年度において副食費免除又は助成対象になっていないことを確認し、翌年3月末頃に支給します。）



※お問い合わせは下記までお電話ください。

■西脇市役所  
福祉部はぴいくサポートセンター

0795-22-3111

（内線1152）

（受付時間：平日8:30～17:15）

\*7月1日から市役所本庁舎の開庁時間が変わります。

（変更後：平日9:00～16:30）

